

内閣府環境配慮の方針

平成15年11月17日

内閣府本府環境配慮の方針推進委員会決定

最終改正 令和8年3月26日

内閣府本府地球環境問題対策推進委員会決定

1. はじめに

政府は、環境政策の基本的な方向と取組の枠組を明らかにするため、平成12年12月22日に「環境基本計画—環境の世紀への道しるべ—」（第二次計画）を閣議決定した。同計画では、持続可能な社会の実現のためには、社会の構成員であるすべての主体が環境に対する自らの責任を自覚し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境負荷を可能な限り低減させていくことを目指すことが必要とされ、関係府省は、同計画を踏まえながら、自主的に環境配慮の方針を明らかにすることとされた。

その後、第三次計画（平成18年4月7日閣議決定）、第四次計画（平成24年4月27日閣議決定）、第五次計画（平成30年4月17日）が策定され、令和6年5月21日に閣議決定された第六次計画においても、「関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、オフィス、会議、イベント等における物品・エネルギーの使用といった通常の経済主体としての活動分野と、各般の制度の立案等を含む環境に影響を与える政策分野の両面において、それぞれの定める環境配慮の方針に基づき、環境配慮を推進する」とされたところ。

これを受け、内閣府（宮内庁並びに公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、金融庁、消費者庁及び子ども家庭庁を除く。以下同じ。）としても下記のように内閣府環境配慮の方針を明らかにし、所管の政策分野における環境施策の方向性を示すとともに、日常業務においても、環境に配慮した取組を推進していくこととする。

なお、改正後の方針は、令和8年4月1日から施行する。

2. 環境施策の推進

内閣府の所管する政策分野において、以下のような環境施策を講ずることとする。

（1）環境施策の基盤となる研究・統計等の整備

温暖化対策技術の研究・開発等について調査・検討を行うなど、環境保全に資する科学技術の推進を図る。また、経済と環境の関係を明らかにする取組を行う。

（2）沖縄における環境共生型社会の形成

沖縄振興基本方針（令和4年5月10日内閣総理大臣決定）に基づき、沖縄の亜熱帯特有の貴重な自然環境を守り育むために、自然環境の保全・再生に取り組むとともに、自然環境保全と社会経済活動とが両立した環境共生型社会の構築を図る。

3. 日常業務における環境に配慮した取組の推進

国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、内閣府において毎年定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に従い、グリーン調達を推進する。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第110号）に基づき策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」を踏まえて策定した「内閣官房及び内閣府本府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」の目標達成に向けて、環境に配慮した取組を推進していく。

4. 推進体制

内閣府本府地球環境問題対策推進委員会において、本方針の推進を図るとともに、毎年度、進捗状況の点検を行い、本方針の必要な見直しを行う。その結果はホームページで逐次公表することとする。